

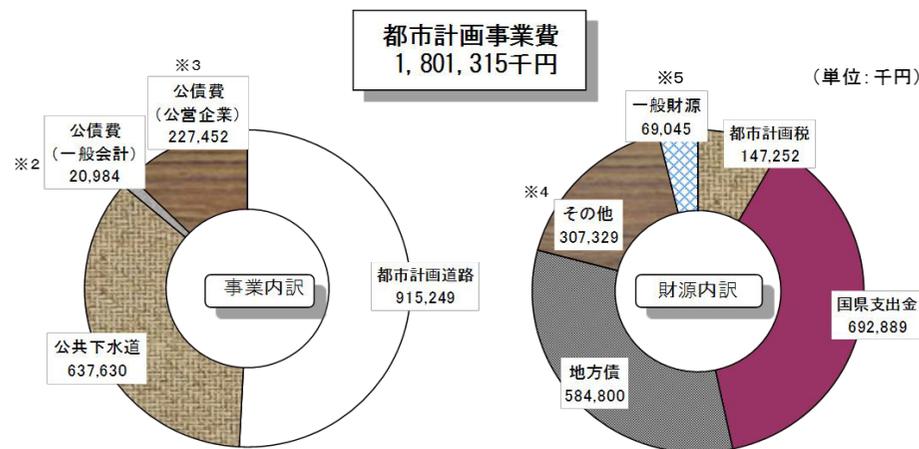
## 5 令和3年度都市計画事業の内訳

平成21年度から導入している都市計画税は、都市計画事業に要する経費に使う目的税です。  
 都市計画事業とは、県知事の認可を受けて行う「都市計画施設」の整備に関する事業及び「市街地再開発事業」をいいます。大竹市では、これまで主に都市計画道路事業、公共下水道事業、公園事業を、県知事の認可を受けて実施しています。  
 令和3年度に実施した都市計画事業の事業内訳と財源内訳は、以下の通りです。

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	うち都市計画税充当額※1		
都市計画事業	1,552,879	692,889	584,800	170,879	104,311	71,013	
都市計画道路	大竹駅周辺整備事業	915,249	363,717	279,300	167,921	104,311	71,013
公共下水道	大竹下水処理場共同処理整備事業	637,630	329,172	305,500	2,958	0	0
都市計画事業関連公債費	一般会計 ※2	20,984				20,984	14,286
	公共下水道事業会計	227,452			136,450	91,002	61,953
合計	1,801,315	692,889	584,800	307,329	216,297	147,252	

※1 都市計画税充当額は、各事業に要する一般財源の額で按分しています。



※2 公債費(一般会計)とは、過去に一般会計において実施してきた都市計画事業(大竹駅周辺整備事業、南栄下白石線外1路線道路改築事業、中市立戸線道路改築事業)のために発行した地方債の元利償還金です。

※3 公債費(公営企業)とは、過去に公営事業会計において実施してきた都市計画事業(公共下水道事業)のために発行した地方債(企業債)の元利償還金です。

※4 その他には、下水道使用料等が含まれます。

※5 一般財源は、都市計画税充当額を除いた額です。